**松原市日中一時支援事業の概要**

障害者（児）の日中における活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び日常的に介護している

家族の一時的な負担の軽減を図ることを目的とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 松原市（以下、市という。）内在住の在宅の障害のある方で、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる次に示す者  ・身体障害者（児）  ・知的障害者（児）  ・精神障害者（児） |
| サービス  内容 | 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者（児）の活動の場を確保し、一時的な見守りや社会に適応するための日常的な訓練を行う。  例：放課後または学業休みによる預かり、家族の通院や介護による預かりなど |
| サービス  利用料 | 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス費用の算定基準に定める短期入所の報酬基準単価に地域区分率および利用時間を乗じた金額【算定基準表参照】 |
| 利用者  負担額 | **１割負担**　※利用者負担額には上限額が設けられており、一月あたりの利用者負担は次の表に示す月額負担上限額までとなっています（改定時は障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス費用の算定基準に準じる）。   |  |  | | --- | --- | | 利用者負担上限月額 | 生活保護世帯　　　　　　　　　　　 　0円  市民税非課税世帯　　　　　　　　 　0円  市民税課税世帯　　　　　　　　　900円 | |
| 基本的な  仕組み | 1. 日中一時支援サービスの利用を希望する対象者が、市に対して日中一時支援の支給申請を行う。原則として、利用する月の前月までの申請が必要です。 2. 市は、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請を行った者に対して、日中一時支援の支給決定を行います。 3. ②の支給決定を受けた者（以下、利用者という。）は、松原市日中一時支援事業者登録された事業者（以下、事業者という。）との契約により、日中一時支援サービスを利用します。 4. 日中一時支援サービスを利用したときは、   ・利用者は事業者に対し、定められた利用者負担額を支払う。  ・市は、日中一時支援サービスの利用に要する費用から利用者負担額を控除した額を利用者から委任（代理受領）された事業者の請求を受け、内容精査のうえ支払う。 |
|  | 利用者  １日中一時支援の支給申請  （※利用月の前月までに）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４サービスの提供　　　　　　　　　　５利用者負担額の支払い  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２支給決定  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３契約（代理受領委任）  事業者  市  （障害福祉課）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６請求  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７支払 |